

軽自動車税(種別割)のお知らせ



◆軽自動車税(種別割)は4月1日時点の所有者に課税されます

譲渡または廃車する予定がある車両は、3月31日までに手続きをしてください。4月1日時点で所有していた場合、**1年分の軽自動車税(種別割)**が課税され、年度の途中で名義変更や廃車手続きをしても、税額は変わりませんのでご注意ください。

◆原動機付自転車などの一時不使用を理由とした廃車申告は認められません

軽自動車税(種別割)は、車両を所有していることに対して課税される税金です。原動機付自転車(ミニカー含む)や小型特殊自動車の廃車手続後、継続して車両を所有していることが判明した場合は、**さかのぼって軽自動車税(種別割)を課税**することがあります。

◆手続き・問い合わせ先

<p>125ccまでのバイク・ミニカー・小型特殊車(農耕機・特殊作業用)</p> <p>●税務課(内線116)</p>	<p>125ccを超えるバイク</p> <p>●長崎運輸支局 東長崎庁舎 長崎市中里町1368 ☎050・5540・2083</p>	<p>軽自動車</p> <p>●全国軽自動車協会 長崎支部 長崎市中里町1590-3 ☎095・838・3244</p>
---	--	--

※所有者が亡くなられている場合は、**必ず相続による名義変更などの手続き**をお願いします。

◆軽自動車税(種別割)は新規登録年月日によって税額が異なります

4月1日時点で、新規登録(車検証には初度検査年月日と記載)から**13年を超えている軽自動車は、税額が増額**されます。令和5年度の税額は次のとおりです。

車両の種類		平成22年4月1日～平成27年3月31日に新規登録された車両	平成27年4月1日以降に新規登録された車両	平成22年3月31日以前に新規登録された車両
三輪車		3,100円	3,900円	4,600円
自家用	貨物用	4,000円	5,000円	6,000円
	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
営業用	貨物用	3,000円	3,800円	4,500円
	乗用	5,500円	6,900円	8,200円

※新規登録年月日によって税額が異なるのは、三輪車・四輪車のみです。

パブリックコメントを実施します

- 内容** 市民の皆さんから広く意見を募集するため、右記2つの計画(案)についてパブリックコメントを実施します。
- 対象** ①市内に住所を有する人
②市内に事務所または事業所を有する人・法人・団体
③市内の事務所または事業所に勤務する人
④市内の学校に在学する人
⑤パブリックコメント手続きに関わる事案に利害関係を有する人・法人・団体
- 閲覧場所** 各担当課・市ホームページ・市役所情報コーナー(市民110番)・各出張所
- 提出方法** 市ホームページまたは閲覧場所に設置の意見用紙に必要事項を記入し、郵送・ファクス・メール
- 期間** 3月17日(金)~30日(木)(予定)

※各計画の内容に関することは、計画の担当課へご確認ください。

◆第三次大村市環境基本計画(案)

- 提出先** 〒856-8686(住所不要)
●環境保全課(内線149)
FAX 54・0404
✉ kankyouty@city.omura.nagasaki.jp

◆第2期大村市農業基本計画(案)

- 提出先** 〒856-8686(住所不要)
●農林水産振興課(内線251)
FAX 54・9567
✉ nougyouty@city.omura.nagasaki.jp

市職員の採用試験

区分	試験職種	採用予定日	第一次試験	受験資格
高校卒業程度	一般事務	7月1日	4月12日(水) } 4月23日(日)	試験案内をご確認ください。
	土木(民間企業等経験者)			
	初級土木			
	建築(民間企業等経験者)			
	建築			
	電気(民間企業等経験者)			
	初級電気			
大学卒業程度	行政(文化財)			
	行政(化学)			

- 採用予定数** 若干名
申込期限 4月5日(水)
申込方法 市ホームページ内の職員採用試験ページから登録
※ 試験案内は、人事課・各出張所・市ホームページで入手できます。



「大村市景観計画」を改訂しました

「大村市景観計画」策定から7年が経過し、本市をとりまく社会情勢の変化への対応や、「第5次大村市総合計画後期基本計画」などまちづくりに関わる上位計画の内容を反映した計画として、令和4年12月に本計画を改訂しました。

◆大村市景観計画とは

本計画は、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として、自然豊かな景観を大切に守りながら、目で見える都市の街並みもより良い景観にしていくことで、「美しい」「行きたい」「住み続けたい」と感じられるような景観形成を目的とし、景観形成の方針や景観施策を定めるものです。

◆景観計画の理念

市民・事業者・行政が本市の景観の特徴を共有し理解することができるよう、景観計画の理念を以下のとおり定めています。

市民をつつみ込む
“のびのび”“ひろびろ”とした
海と山が連続する大村の景観づくり

◆改訂のポイント

今回の改訂では、大きく3点見直しを行いました。

- ① 新大村駅周辺地区の景観形成方針および基準の設定
- ② 色彩基準の見直し
- ③ 屋外広告物の掲出に関する制限についての考え方や方針を設定

◆行為の届け出について

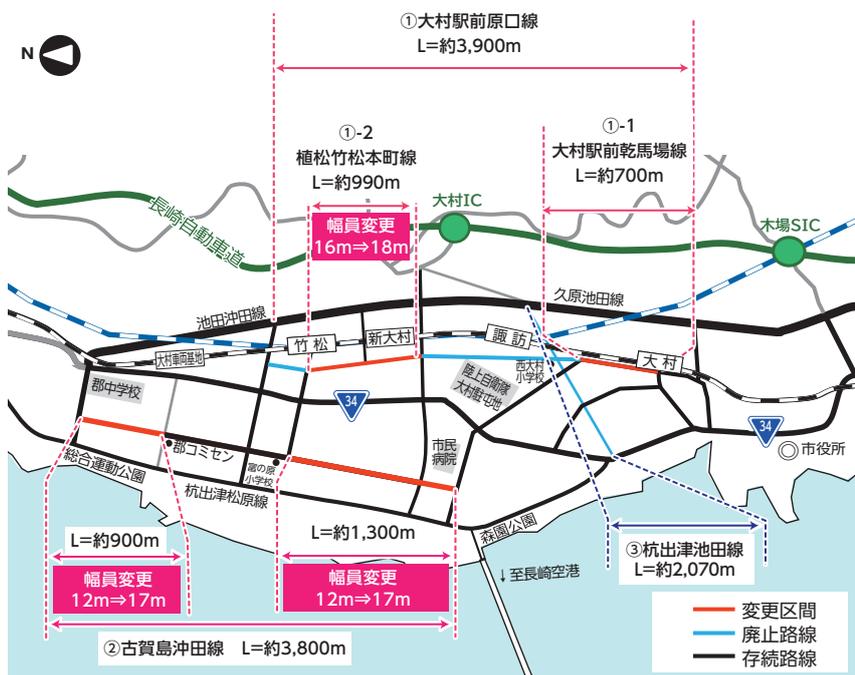
市内における良好な景観形成を図る上で、建築物の建築や工作物の建設、開発などを行う場合には、景観形成基準に適合しているか確認を行うため、**令和5年4月から、本計画に基づく行為の届け出が必要です。**

(景観法第16条第1項および第2項)

※行為の種類や届出対象の規模など「大村市景観計画」の詳細については、市ホームページをご確認ください。



都市計画道路の見直しを行いました



内容 長期にわたり整備されていない都市計画道路を見直し、下記の3路線の変更・廃止を行いました。なお、詳しい変更図書などは都市計画課で閲覧できます。

【変更前】

	名称	延長
①	大村駅前原口線	3,900m
②	古賀島沖田線	3,800m
③	杭出津池田線	2,070m

【変更後】

	名称	延長	変更内容
①-1	大村駅前乾馬場線	700m	延長3,200m減
①-2	植松竹松本町線	990m	幅員変更(16m⇒18m)
②	古賀島沖田線	3,800m	幅員変更(12m⇒17m)
③	—	—	全線廃止